

令和 8 年

民生常任委員会

(所管事務調査資料)

令和8年6月5日(金)

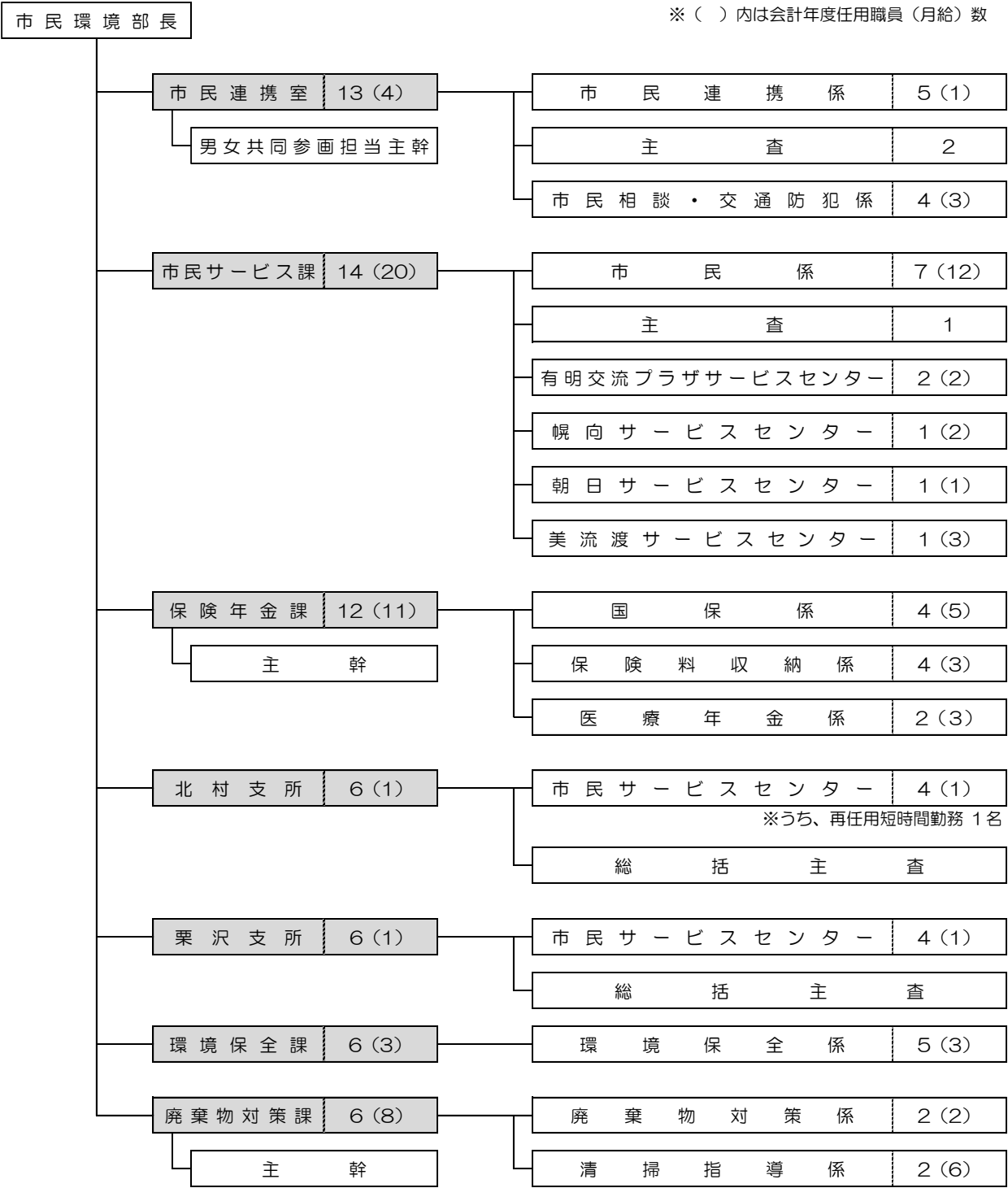
市民環境部

目 次

市民環境部組織機構図	1
市民環境部所管施設一覧表	2
市民連携室の所管事務	3 ～ 7
市民サービス課の所管事務	8 ～ 9
保険年金課の所管事務	10 ～ 16
北村支所の所管事務	17
栗沢支所の所管事務	18
環境保全課の所管事務	19 ～ 21
廃棄物対策課の所管事務	22 ～ 25

市民環境部組織機構図

(令和8年4月1日現在)



<市民環境部 計 64名(48名)>
※計 64名のうち、再任用短時間勤務職員1名

＝市民環境部所管施設一覧表＝

市民環境部所管施設一覧表

(令和8年4月1日現在)

施 設 名	所 在 地	備 考	所管課係
日の出コミュニティセンター	日の出台3丁目6番17号	指定管理者 日の出コミュニティ運営委員協議会	市民連携室 市民連携係
北ふれあいセンター	北3条西11丁目1番20号	指定管理者 北ふれあいセンター運営委員会	
南コミュニティセンター	南町80番地3	指定管理者 南コミュニティ運営委員会	
幌向総合コミュニティセンター	幌向南1条1丁目70番地5	指定管理者 ほっとかん管理運営委員会	
上幌向地区多目的研修会館	上幌向北1条4丁目754番地3	指定管理者 上幌向地区多目的研修会館運営委員会	
消費者センター	4条西3丁目1番地1 であえる岩見沢 4階	管理運営委託 岩見沢消費者協会	市民連携室 市民相談・交通防犯係
岩見沢市コミュニティプラザ	有明町南1番地20	指定管理者 (株)はまなすインフォメーション	市民サービス課 有明交流プラザサービスセンター
岩見沢市有明交流プラザ	有明町南1番地1	指定管理者 (一財) 岩見沢振興公社	
朝日コミュニティ交流センター	朝日町176番地22	指定管理者 朝日コミュニティ交流センター運営委員会	市民サービス課 朝日サービスセンター
美流渡コミュニティセンター	栗沢町美流渡栄町93番地4		市民サービス課 美流渡サービスセンター
北村支所	北村赤川593番地1	指定管理者 北村地区町会連絡協議会	北村支所 市民サービスセンター
豊正地区自治会館	北村豊正778番地141		
豊里地区自治会館	北村豊里1236番地15		
中央地区自治会館	北村中央535番地4		
美唄達布地区自治会館	北村美唄達布4614番地		
幌達布地区自治会館	北村幌達布5180番地22		
砂浜地区自治会館	北村砂浜361番地12		
東地区自治会館	北村中小屋524番地59		
北村環境改善センター	北村赤川595番地4	指定管理者 シンコースポーツ株式会社	
栗沢支所	栗沢町東本町21番地		栗沢支所 市民サービスセンター
栗沢市民センター	栗沢町北本町168番地36	指定管理者 NPO法人くりさわプロモーションクラブ・空知パブリックメンテナンス共同事業体	
上幌地区集会所	栗沢町上幌350番地1	指定管理者 上幌地区集会所運営委員会	
茂世丑地区集会所	栗沢町茂世丑309番地1	指定管理者 茂世丑地区集会所運営委員会	
万字地区集会所	栗沢町万字英町1番地2	指定管理者 万字福祉センター運営委員会	
最上北栄地区集会所	栗沢町最上2番地45	指定管理者 最上北栄福祉センター運営委員会	
西地区集会所	栗沢町北斗601番地1	指定管理者 西地区文化センター運営委員会	
由良地区集会所	栗沢町由良419番地1	指定管理者 由良文化センター運営委員会	
必成地区集会所	栗沢町必成195番地4	指定管理者 必成地域文化センター運営委員会	
岐阜地区集会所	栗沢町岐阜207番地2	指定管理者 岐阜地域集落センター運営委員会	
栗丘地区集会所	栗沢町栗丘201番地11	指定管理者 栗丘地域交流センター運営委員会	
緑が丘霊園	緑が丘287番地ほか	指定管理者 公益社団法人 岩見沢市シルバー人材センター	環境保全課 環境保全係
利根別墓地	7条東11丁目18番地		
志文墓地	緑が丘281番地 (緑が丘霊園に含む)		
滝の上墓地	奈良町18番地		
上志文墓地	上志文町1242番地		
峰延墓地	美唄市峰延2553番地ほか		
北村共同墓地	北村豊里139番地内		
最上墓地	栗沢町最上18番地8ほか		
栗丘墓地	栗沢町栗丘203番地		
由良墓地	栗沢町由良448番地1ほか		
上幌墓地	栗沢町上幌391番地		
美流渡墓地	栗沢町美流渡南町21番地1		
万字墓地	栗沢町万字巴町1番地1		
浄安殿	東町1273番地6	指定管理者 株式会社東洋実業	
いわみざわ環境 クリーンプラザ	東山町297番地	長期包括的 管理運営 荏原環境プラント株式会社 焼却施設 リサイクル施設 最終処分場 浸出処理施設	廃棄物対策課 廃棄物対策係
共同汚水処理施設 (MICS施設)	10条西23丁目3番1 南光園処理場内	管理委託 岩見沢市水道部	

1 市民連携活動について

町会等からの地域要望の受理及び内容整理を行い、町会役員等と現地を確認し、担当課と協議した対応状況について町会等へ伝達。

年 度	要望団体数	要望項目数
令和 6 年度	100 団体	1,216 件
令和 7 年度	94 団体	1,209 件

2 市民活動の促進について

(1) 市民憲章の普及・啓発

市民一人ひとりが自主性を持ち、共に助け、支え合う良好な地域社会を形成することを目的に、市民憲章の啓発、実践を推進。

- ・ 花と自然の写真展の開催や絵画事業等の各種啓発事業を実施

(2) 花いっぱい運動の推進

潤いのある住みよい地域社会の形成のため、町会等による花いっぱい運動を推進（花苗供給事業）

3 市民参画・協働のまちづくりについて

より住みよい地域社会の形成を目指し、地域に密着した地域活動支援を行うとともに、まちづくり基本条例の周知に努めている。

また、市民が主役の市政、自主自立の新しい地方自治の確立と、市民とともに築くまちづくりを実現するため、地域活動への支援としての「地域コミュニティ活性化事業交付金」の活用の推進や啓発活動を行うとともに、市民活動を支えるまちづくり支援窓口により、市民参画・協働のまちづくりを推進。

4 町会活動の促進について

町会連合会・各地区町会連絡協議会及び各町会等と連絡調整を行い、地域との協働を推進し、コミュニティづくりや地域活動の活性化を推進。

また、町会活動の拠点であり、地域コミュニティ形成の場として重要な施設である町会会館の新築及び改修などを支援。

5 男女共同参画の推進について

(1) 男女共同参画社会の推進

女性活躍推進計画、配偶者暴力防止計画を盛り込み策定した第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン（計画期間：令和3年度～令和12年度）に基づき、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議等の関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現を目指し、周知啓発、実践活動に取り組む。

また、ジェンダーに基づく偏見や固定的な性別役割分担意識の解消や、女性相談支援員の配置による一人で問題を解決することが難しいと思われる女性に寄り添ったきめ細やかな支援に取り組むとともに、生理用品の無料配布を通して困難を抱える女性が相談窓口等につなげる取り組みを継続する。

＝市民連携室＝

(2) 性の多様性の理解促進

パートナーシップ宣誓制度導入（令和５年２月１日）により、性の多様性に関する理解の促進を図るとともに、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入することにより、当事者の手続きの負担軽減を図る。

- ・パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク

連携自治体 全国 292 自治体・道内 46 自治体（令和８年５月１日時点）

北海道	市町村名
	岩見沢市、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、江別市、滝川市、砂川市、深川市、富良野市、登別市、北広島市、石狩市、北斗市、江差町、奈井江町、上砂川町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、大空町、幕別町、厚岸町

※ネットワークに加入している自治体間では「転居後の自治体に申請」をすれば転居後の自治体でも継続してパートナーシップ宣誓制度が利用可能。（宣誓組数：０件、自治体間連携利用組数：１件）

6 コミュニティセンターの管理について

地域住民の福祉の増進と健康で文化的な地域コミュニティの形成・発展を図るため、日の出コミュニティセンター、北ふれあいセンター、南コミュニティセンター、幌向総合コミュニティセンター、上幌向地区多目的研修会館の５施設の管理を行う。

7 交通安全対策について

(1) 交通安全運動の推進

年間を通じて、子どもや高齢者等を中心に交通事故を防止するための啓発を行い、地域の実情に即した年間４期４０日の各期別運動を実施。

また、特別運動として、新入学（園）児、高齢者等の交通事故防止のため、交通安全指導員、児童交通安全指導員、各団体等により街頭指導を実施するとともに、交通安全市民の集い等を開催。

(2) 交通安全思想の普及

交通ルールの遵守や交通マナーの向上を目的とした、交通安全教室を実施するとともに、小学生の登下校時における交通指導を実施。

交通安全教室 実施回数

年 度	実施回数	参加人数
令和 6 年度	46 回	3,748 人
令和 7 年度	46 回	3,248 人

8 市民の安全と安心について

犯罪等からコミュニティの安全を確保するとともに、犯罪被害者等への支援を実施し、市民の安心を高めるため、市・事業者及び市民がそれぞれ協働し、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進。

また、緑陵高校の生徒がデザインした防犯旗を町会等へ配付し、防犯意識の高揚を図っている。

- ・地域防犯活動の支援
- ・安全なコミュニティづくり啓発活動の推進
- ・コミュニティの安全と市民の安心を高める懇話会の開催
- ・「岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例」の周知
- ・犯罪被害者等への支援

9 町会等管理街路灯の維持支援について

交通事故や犯罪の防止など、市民生活の安全確保に努めるとともに、町会等における負担軽減と節電・省エネルギー化を推進するため、町会等が管理している街路灯の設置替え、腐食取替え、新設及び維持管理を支援。

町内街路灯設置替え及び新設灯数

年 度	設置替え及び新設灯数	省エネ化率
令和 6 年度	37 灯	94.8%
令和 7 年度	30 灯	95.0%

10 市民相談について

(1) 広聴業務

町会等以外の各種団体、市民から寄せられる要望や意見を市政施策に反映するため、担当課への情報提供と共有化を図り、迅速かつ的確な対応に努めている。

年 度	要望件数	要望項目数
令和 6 年度	29 件	146 件
令和 7 年度	26 件	151 件

(2) 専門相談

複雑・多様化する市民の日常的な問題解決を支援するため、弁護士等の専門家による各種無料相談を開催（法律相談、家事相談、家庭生活相談、人権困りごと相談、税の相談、労働相談）。

年 度	相談開催日数	相談件数
令和 6 年度	96 日	146 件
令和 7 年度	96 日	143 件

(3) 一般相談

年 度	市政相談	民事相談	その他	合計
令和 6 年度	69 件	167 件	350 件	586 件
令和 7 年度	50 件	120 件	325 件	495 件

＝市民連携室＝

(4) まちづくり出前講座

市の事業等について情報を共有し、市政に対する理解を高めながら、共にまちづくりを進めていくこと等を目的に、町会・市民団体等を対象とした各種講座を開催。

年 度	出前講座開催回数	参加者
令和 6 年度	63 回	2,944 名
令和 7 年度	54 回	2,745 名

11 消費生活の安定について

消費生活の正しい知識の普及促進のため、地域消費者講座などの各種事業や消費者相談を行い、安全で安心な消費生活の確保と向上に努めている。

(1) 消費者センターの運営（岩見沢消費者協会に業務委託）

(2) 消費者相談及び苦情等の処理

年 度	相談件数
令和 6 年度	303 件
令和 7 年度	281 件

(3) 消費者教育及び啓発の実施

年 度	地域消費者講座開催回数
令和 6 年度	2 回
令和 7 年度	0 回

12 住民税非課税世帯等に対する給付金について

(1) 令和6年度物価高騰対応臨時給付金（市町村民税非課税世帯分）【令和7年8月末時点】

- ・ 給付対象
 - ① 令和6年度に住民税均等割非課税となった世帯
 - ② 令和6年度に住民税均等割非課税となった世帯の18歳以下の児童
- ・ 基準日 令和6年12月13日
- ・ 給付金額
 - ① 1世帯3万5千円
 - ② 児童1人2万円
- ・ 受付期間 令和7年3月～令和7年7月
- ・ 予算額 給付金551,000千円、事務費47,000千円（令和7年1月14日補正）
- ・ 給付実績
 - ① 世帯数 12,780世帯／13,089世帯 97.6%
 - 給付金額 447,300千円
 - ② 人数 954人／999人 95.5%
 - 給付金額 19,080千円

(2) 令和7年度食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和8年4月末時点】

- ・ 給付対象
 - ① 令和8年1月1日において当市の住民基本台帳に記録されている者
 - ② 令和8年1月2日から令和8年5月31日までの間に出生した者で
出生した日から申請日まで、当市の住民基本台帳に記録されている者
- ・ 基準日 令和8年1月1日
- ・ 給付金額 1人5千円
- ・ 受付期間 令和8年2月～令和8年5月
- ・ 予算額 給付金365,000千円、事務費70,000千円（令和8年1月14日補正）
- ・ 給付実績
 - 世帯数 36,156世帯／40,107世帯 90.1%
 - 人数 66,803人／72,816人 91.7%
 - 給付金額 334,015千円

＝市民サービス課＝

1 戸籍、住民票、印鑑登録の届出受付及び証明書の交付について

本庁市民係をはじめ、各サービスセンターにて戸籍、住民票、印鑑登録などの届出の受付や証明書を交付。

- ・サービスセンター：幌向、朝日、美流渡及び有明交流プラザ（4 か所）
- ・死亡届に関する手続きのワンストップサービスの実施（本庁市民係）

【住民票・印鑑登録・その他証明書取扱件数】

年 度	交 付 件 数					届 出 件 数				合 計
	戸籍	住民票	印鑑	その他	計	戸籍	住民票	印鑑	計	
6	26,514	29,386	12,185	20,546	88,631	3,654	7,786	1,986	13,426	102,057
7	24,389	26,307	10,468	17,118	78,282	3,605	8,441	1,470	13,516	91,798

【戸 籍】

年度	本籍数	本籍人口数	新戸籍編製	戸籍全部消除
6	37,736 件	83,108 人	385 件	830 件
7	37,288 件	81,726 人	364 件	812 件

〔届出処理件数〕

年 度	出 生	認 知	養 子 縁 組	養 子 離 縁	婚 姻	離 婚	死 亡	入 籍	分 籍	帰 化	氏 ・ 名 変 更	転 籍	不 受 理 申 出	戸 籍 訂 正	そ の 他	合 計
6	375	13	51	22	672	176	1,753	114	22	0	7	279	13	60	97	3,654
7	369	6	67	26	680	154	1,594	119	35	1	13	331	18	99	93	3,605

※届出処理件数は、窓口受付件数及び他市町村からの送付件数を含む。

【死亡届出窓口受付件数】

年度	受付件数	届出取扱件数
令和6年度	919 件	4,646 件
令和7年度	890 件	4,379 件

【人口動態（1月～12月）】

年	世帯数 (12月末)	人口 (12月末)	自 然 動 態			社 会 動 態							合計 増減
			出生	死亡	増減	転 入			転 出			増減	
						道内	道外	計	道内	道外	計		
6	40,440	74,204	275	1,309	△ 1,034	1,861	428	2,289	2,145	456	2,601	△ 312	△ 1,346
7	40,059	72,771	279	1,244	△ 965	1,710	420	2,130	2,172	483	2,655	△ 525	△ 1,490

2 マイナンバーカードの普及促進について

コンビニエンスストアでのマイナンバーカードを利用した住民票及び印鑑登録証明書の交付サービスを実施するとともに、マイナンバーカードの申請・交付・更新等の手続き支援を積極的に実施する。

【証明書コンビニ交付件数】

年度	住民票	印鑑登録証明書	交付件数
令和 6 年度	6,017 件	4,974 件	10,991 件
令和 7 年度	6,916 件	4,800 件	11,716 件

【個人番号カードの保有状況】

年度	保有枚数	保有枚数率
令和 6 年度	58,932 枚	78.03%
令和 7 年度	60,749 枚	81.86%

【個人番号カード申請手続補助】

年度	申請件数
令和 6 年度	4,130 件
令和 7 年度	4,862 件

3 所管施設について

- ・岩見沢市コミュニティプラザ
- ・岩見沢市有明交流プラザ
- ・朝日コミュニティ交流センター
- ・岩見沢市美流渡コミュニティセンター

4 有明交流プラザサービスセンターの一時移転について

有明交流プラザサービスセンターについては、空調設備の故障に伴う改修工事のため、令和 8 年 6 月から 10 月まで、コミュニティプラザ（地下）において窓口業務を実施する。

なお、11 月からは有明交流プラザでの業務を再開する予定。

令和 8 年中の有明交流プラザサービスセンターの開設場所は、次のとおり。

開設場所	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
有明交流プラザ	○	○						○	○
コミュニティプラザ			○	○	○	○	○		

※ ○は窓口の開設月を示す。

＝保険年金課＝

1 国民健康保険について

(1) 国保の被保険者

市内に居住する者（外国人を含む）で他の健康保険に加入していない 75 歳未満の者（生活保護受給者を除く）

(2) 介護保険第 2 号被保険者

40 歳以上 65 歳未満の国保加入者

国保加入状況

（各年度 3 月末現在）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	前年度比
世帯数	9,430 世帯	9,145 世帯	△3.0%
被保険者数	13,566 人	13,077 人	△3.6%

国保加入割合

（各年度 3 月末現在）

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	前年度比
総世帯数	40,249 世帯	39,943 世帯	△0.8%
国保加入世帯数	9,430 世帯	9,145 世帯	△3.0%
加入率	23.4%	22.9%	△0.5%
総人口	73,568 人	72,276 人	△1.8%
国保加入者数	13,566 人	13,077 人	△3.6%
加入率	18.4%	18.1%	△0.3%

(3) 保険給付

① 療養給付費（現物給付）

区分		給付割合	本人負担割合
義務教育就学前		8 割	2 割
小学生以上 70 歳未満		7 割	3 割
70 歳以上	一般	8 割	2 割
	現役並み所得者	7 割	3 割

② 療養費（現金給付）

はり、きゅう、マッサージ、コルセット等の現物給付で扱われないものに対して、①の本人負担割合に応じた療養費を給付

＝保険年金課＝

③ 高額療養費

医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、支給要件に基づき申請により支給

(ア) 自己負担限度額（70 歳未満）

※網掛けは R8.8 以降

区分	自己負担限度額（月額）	多数回該当	年間上限
上位所得世帯 （所得 901 万円超）	252,600 円 <u>(270,300 円)</u> +1%	140,100 円	<u>168 万円</u>
上位所得世帯 （所得 600 万円超 901 万円以下）	167,400 円 <u>(179,100 円)</u> +1%	93,000 円	<u>111 万円</u>
一般 （所得 210 万円超 600 万円以下）	80,100 円 <u>(85,800 円)</u> + +1%	44,400 円	<u>53 万円</u>
一般 （所得 210 万円以下）	57,600 円 <u>(61,500 円)</u>	44,400 円	<u>53 万円</u>
住民税非課税世帯	35,400 円 <u>(36,900 円)</u>	24,600 円	<u>29 万円</u>

※ 同一世帯内で本人負担が 1 か月 1 医療機関あたり 21,000 円以上のものを世帯合算し、上記の自己負担額を超えた場合、その超えた額を支給する

※ 多数回該当とは、同じ世帯で過去 1 2 か月間に 4 回以上高額療養費の支給を受ける場合

※ 所得とは、同一世帯のすべての国保被保険者の基礎控除後の所得の合計額

※ 「+1%」とは一定額を超える総医療費に対して 1%の自己負担を求めることを示す

(イ) 自己負担限度額（70 歳以上）

※網掛けは R8.8 以降

区分		自己負担限度額（月額）	多数回該当	年間上限
現役並み所得者	課税所得690万円以上	252,600 円 (270,300 円) +1%	140,100円	168 万円
	課税所得380万円以上	167,400 円 (179,100 円) +1%	93,000円	111 万円
	課税所得145万円以上	80,100 円 (85,800 円) +1%	44,400円	53 万円
一般 （課税所得 1 4 5 万円未満）		57,600円 (61,500円) 〔 外来 18,000円 (22,000円) 〕 ※年間上限144,000円 (216,000円) 〕	44,400円	53 万円
住民税非課税	低Ⅱ区分	24,600円 (25,700円) 〔 外来 8,000円 (11,000円) 〕 ※年間上限96,000円 〕	24,600円	29 万円
	低Ⅰ区分	15,000円 (15,700円) 〔 外来 8,000円 〕	—	18 万円

※ 多数回該当とは、同じ世帯で過去 1 2 か月間に 4 回以上高額療養費の支給を受ける場合

※ 現役並み所得者とは、課税所得が年 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保加入者（上記該当者の年収が 383 万円未満（2 人以上の場合は、年収 520 万円未満）の場合、また所得の合計額が 210 万円以下の場合も自己負担限度額は一般となる）

※ 低Ⅱ区分とは、世帯主及び世帯全員が市民税非課税の者

※ 低Ⅰ区分とは、世帯主及び世帯全員が市民税非課税で、必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80.67 万円として計算）を差し引いた所得が 0 円となる者

※ 給与所得がある場合は、給与所得金額から 10 万円を控除して判定

(ウ) 血友病、H I V 感染症、人工透析患者の自己負担限度額

本人負担 1 か月 10,000 円（人工透析：70 歳未満の上位所得者は 1 か月 20,000 円）

＝保険年金課＝

④ 高額医療・高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療と介護の各高額限度額を適用後の年間自己負担額が合算限度額を超えた分を申請により支給

70 歳未満

区分	合算限度額
所得 901 万円超	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円
低所得者（非課税世帯）	34 万円

70 歳以上

区分		合算限度額	備考
現役並み所得者	課税所得 690 万円以上	212 万円	現役並み所得者とは、課税所得が年 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保加入者（上記該当者の年収が 383 万円未満（2 人以上の場合は、年収 520 万円未満）の場合、また所得の合計額が 210 万円以下の場合も自己負担限度額は一般となる。）
	課税所得 380 万円以上	141 万円	
	課税所得 145 万円以上	67 万円	
一般（課税所得 145 万円未満）		56 万円	
住民税非課税	低Ⅱ区分	31 万円	
	低Ⅰ区分	19 万円	

(4) 国民健康保険事業費納付金

市が収納した国民健康保険料等を北海道に納付し、市町村と北海道が一体となって行う保険事業の財源とする。

(5) 保健衛生普及事業等

① 特定健康診査・特定保健指導（令和 8 年度）

40 歳以上の加入者を対象に、医療費の増加要因となっているメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を無料で実施し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図る。

- ・特定健康診査受診 3,019 人（うち車椅子利用者 12 人）
- ・特定保健指導 96 人

② 保健衛生普及事業（令和 8 年度）

疾病の予防や早期発見に努めるため、各種がん検診を無料で実施するとともに、人間ドック、脳ドックの費用を助成し、受診率の向上を図る。

- ・各種がん検診等 4,928 人
胃がん 790 人、肺がん 1,340 人、大腸がん 1,340 人、前立腺がん 464 人
子宮頸部がん 450 人、子宮体部がん 4 人、乳がん 540 人
※一部助成 肝炎ウィルス 19 人
- ・人間ドック健診 1,000 人
- ・車椅子利用者向け人間ドック健診 6 人
- ・脳ドック健診 120 人

＝保険年金課＝

③ 医療費適正化対策事業（令和８年度）

診療報酬明細書（レセプト）の点検審査、第三者行為求償業務、医療費通知等を行い、医療費の適正化を図る。

- ・第三者行為求償業務 国民健康保険団体連合会へ委託
- ・医療費通知 年６回
- ・レセプト内容審査 国民健康保険団体連合会へ委託

④ データヘルス事業（令和８年度）

疾病の予防や早期発見に努めるため、診療報酬明細書（レセプト）のデータ活用・分析により策定した保健事業計画（データヘルス計画）に基づき事業を行い、医療費の適正化を図る。

- ・ジェネリック医薬品利用差額通知 年３回（院内、院外処方分）
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業 40 人
- ・高血圧症重症化予防事業 80 人
- ・生活習慣病治療中断者受診勧奨事業 5 人
- ・健診異常値放置者受診勧奨事業 130 人
- ・服薬情報通知事業 60 人
- ・歯周病健診通知事業 300 件
- ・特定健康診査結果説明会 年 12 回
- ・生活習慣病予防教室 年 1 回

(6) 保険料

① 賦課割合（令和８年度）

区分	応能割額	応益割額	
	所得割(所得金額に対し)	均等割(被保険者一人につき)	平等割(一世帯につき)
医療分	46%	33%	21%
支援金分	46%	33%	21%
介護分	50%	30%	20%
子ども分	50%	30%	20%

② 保険料率等（令和７年度）

令和８年度保険料率等は６月に国民健康保険運営協議会より答申を受け決定後、告示する。

区分	所得割	均等割	平等割
医療分	8.63%	27,810 円	28,220 円
支援金分	2.62%	8,730 円	8,860 円
介護分	1.90%	8,660 円	6,810 円
計	13.15%	45,200 円	43,890 円

③ 賦課限度額（令和８年度）

医療分	支援金分	介護分	子ども分	計
67 万円	26 万円	17 万円	3 万円	113 万円

④ 低所得者に対する保険料の軽減（令和８年度）

一定所得以下の世帯については、応益割（均等割・平等割）の 7 割、5 割、2 割を軽減。

区分	軽減基準（所得が次の金額以下の世帯）
7 割軽減	43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5 割軽減	43 万円 + (31 万円 × (加入者数 + 旧国保加入者数)) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1))
2 割軽減	43 万円 + (57 万円 × (加入者数 + 旧国保加入者数)) + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1))

※ 旧国保加入者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者をいう。

＝保険年金課＝

(7) 国民健康保険事業（予算・一部抜粋）

① 被保険者数等

区分	令和7年度	令和8年度	前年度比
世帯数（年間平均）	9,293 世帯	8,970 世帯	△3.5%
被保険者数（年間平均）	13,302 人	12,693 人	△4.6%

② 歳入

区分		令和7年度	令和8年度	前年度比
保険料調定額 (現年度分)	医療分	980,036 千円	895,114 千円	△8.7%
	支援金分	300,283 千円	288,986 千円	△3.8%
	介護分	96,752 千円	100,619 千円	4.0%
	子ども分	－	34,283 千円	皆増
	計	1,377,071 千円	1,319,002 千円	△4.2%
道支出金(保険給付費交付金)		6,037,906 千円	6,010,374 千円	△0.5%
一般会計繰入金		811,891 千円	757,685 千円	△6.7%
国民健康保険準備基金繰入金		50,000 千円	50,000 千円	0.0%

③ 歳出

区分		令和7年度	令和8年度	前年度比
保険給付費等	療養給付費	5,177,260 千円	5,047,241 千円	△2.5%
	療養費（移送費含む）	23,350 千円	22,616 千円	△3.1%
	高額療養費	850,000 千円	827,858 千円	△2.6%
	高額介護合算療養費	600 千円	607 千円	1.2%
	納付金（北海道）	2,058,597 千円	1,937,092 千円	△5.9%
	計	8,109,807 千円	7,835,414 千円	△3.4%

(8) 保険料収納状況(令和7年度決算見込)

区分	調定額	収入額	収納率
現年度分	1,448,862 千円	1,392,231 千円	96.1%
滞納繰越分	127,743 千円	25,005 千円	19.6%
計	1,576,605 千円	1,417,236 千円	89.9%

2 後期高齢者医療制度について

(1) 制度の概要

- ≪実施主体≫ 北海道後期高齢者医療広域連合
 ≪対象者≫
 ・75 歳以上の者
 ・65 歳～74 歳で、一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた者
 ≪被保険者数≫ 16,473 人（令和 8 年 3 月 31 日現在）
 ≪療養給付費負担金≫ 1,348,000 千円（令和 8 年度予算（市負担分））
 ≪負担区分≫（医療機関等での窓口支払分を除く）

公費負担分	後期高齢者支援金 （若年層保険料）	保険料 （納付）
約 5 割（国 4：道 1：市 1）	約 4 割	約 1 割

(2) 保険料（令和 8 年度）

【医療分】

- ≪保険料率≫ 均等割 59,963 円、所得割 11.61％
 ≪賦課限度額≫ 850,000 円

【子ども分】※令和 8 年度より

- ≪保険料率≫ 均等割 1,364 円、所得割 0.28％
 ≪賦課限度額≫ 21,000 円
 ≪保険料見込額≫ 1,522,000 千円（令和 8 年度予算）
 ≪保険料の軽減≫

（ア）均等割の軽減

軽減 割合	軽減基準（所得が次の金額以下の世帯）	軽減前	軽減後	
			（医療分）	（子ども分）
7 割軽減 ※医療分は 7.2 割軽減	43 万円＋10 万円 ×（給与所得者等の数-1）	（医療分） 59,963 円	16,789 円	409 円
5 割軽減	43 万円＋（31 万円×被保険者数）＋10 万円 ×（給与所得者等の数-1）	（子ども分） 1,364 円	29,981 円	682 円
2 割軽減	43 万円＋（57 万円×被保険者数）＋10 万円 ×（給与所得者等の数-1）		47,970 円	1,091 円

（イ）被用者保険の被扶養者だった者の軽減

後期高齢者医療制度に加入した際、被用者保険の被扶養者だった者は、負担軽減のための特別措置として、所得割が賦課されず、均等割が 5 割軽減となる。（資格取得から 2 年間）
 （均等割額 59,963 円→29,981 円）

(3) 保健事業（令和 8 年度）

≪人間ドック健診の実施≫

後期高齢者を対象として人間ドック健診に係る費用の一部を助成

- ・一般向け（定員約 152 人）
- ・車椅子利用者向け（定員 3 人）

≪脳ドック健診の実施≫

後期高齢者を対象として脳ドック健診に係る費用の一部を助成（定員 50 人）

3 重度心身障害者医療費助成事業について

＜受給対象者及び助成医療費＞

次の者の入院と通院医療費を助成

- ・身体障害者手帳の等級が 1 級及び 2 級並びに 3 級の内部機能障がいのある者
- ・療育手帳 A 判定の者及び精神科医に重度の知的障がいと認定された者

精神障害者保健福祉手帳 1 級の者については通院医療費を助成

※いずれも所得制限あり

65 歳未満

年度	受給者数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	助成額/人 (円)	助成額/件 (円)	市負担額 (千円)	負担割合
R6	663	15,910	73,031	110,152	4,590	33,574	道 1/2
R7	634	15,545	68,226	107,612	4,389	31,755	市 1/2

65 歳以上

年度	受給者数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	助成額/人 (円)	助成額/件 (円)	市負担額 (千円)	負担割合
R6	1,244	27,875	78,259	62,909	2,807	34,436	道 1/2
R7	1,253	27,829	76,558	61,100	2,751	31,445	市 1/2

4 国民年金について

国民年金法に基づき、第 1 号被保険者（農林業従事者、自営業者、学生等）の資格の得喪、保険料の免除、年金の裁定請求等に関する各種届出・申請を受付、審査し、日本年金機構へ報告

国民年金の状況

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
第 1 号被保険者	7,304 人	7,104 人
第 1 号被保険者（任意加入者）	184 人	150 人
合 計	7,488 人	7,254 人
老 齢 年 金	27,467 人	27,410 人
遺 族 年 金	174 人	168 人
（うち 寡 婦 年 金）	13 人	11 人
障 害 年 金	2,104 人	2,087 人
死 亡 一 時 金	13 人	11 人
合 計	29,758 人	29,676 人

※日本年金機構事業統計資料から抜粋

＝北村支所＝

1 窓口業務について

戸籍・住民票・印鑑登録等の届出の受付や証明書の交付、福祉及び医療制度等の手続き、市税等の収納に関する事務を行う。

【住民票・印鑑登録・その他証明書取扱件数】

年 度	交付件数					届出件数				合計
	戸籍	住民票	印鑑	その他	計	戸籍	住民票	印鑑	計	
令和 6 年度	393	473	646	246	1,758	9	57	42	108	1,866
令和 7 年度	358	470	564	184	1,576	14	41	24	79	1,655

2 高齢者のげんきづくり支援事業について

北村地区福祉活動実行委員会（北村地区町会長等）による実行委員会方式により、60 歳以上を対象に「北村地区福祉スポーツ大会」及び 75 歳以上を対象に「北村地区敬老会」を開催し、高齢者の社会参加や交流を促進し、介護予防及び閉じこもり防止を図る。

3 施設について

(1) 北村環境改善センターの管理

北村環境改善センターの管理を行い、市民の文化の高揚とコミュニティ活動を推進及び福祉と健康の増進を図る。

(2) 地区自治会館の管理

各地区自治会館の管理を行い、地域住民の福祉の増進と健康で文化的な地域コミュニティの形成・発展を図る。

4 庁舎管理について

(1) 維持管理

支所庁舎清掃業務、庁舎警備業務、エレベーター、自動ドア、給排水、消防用、空調、電気、電話など各種設備の管理、除排雪業務、駐車場等屋外施設の管理など、支所庁舎の維持管理を行う。

(2) 文書管理

文書の收受や発送、文書管理に関する事務を行う。

＝栗沢支所＝

1 窓口業務について

戸籍・住民票・印鑑登録等の届出の受付や証明書の交付、福祉及び医療制度等の手続き、市税等の収納に関する事務を行う。

【住民票・印鑑登録・その他証明書取扱件数】

年 度	交付件数					届出件数				合計
	戸籍	住民票	印鑑	その他	計	戸籍	住民票	印鑑	計	
令和 6 年度	949	1,067	808	1,432	4,256	17	181	94	292	4,548
令和 7 年度	765	865	753	507	2,890	34	192	71	297	3,187

2 高齢者のげんきづくり支援事業について

老人クラブ（栗沢地域）による実行委員会方式により、60 歳以上を対象に「ネンリンピック」を開催し、高齢者の社会参加や交流を促進し、介護予防及び閉じこもり防止を図る。

3 施設について

(1) 栗沢市民センターの管理

栗沢市民センターの管理を行い、市民相互の連帯意識を高め、市民生活及び文化の向上や福祉の増進を図るとともに産業の振興に寄与する。

(2) 地区集会所の管理

各地区集会所の管理を行い、地域住民の福祉の増進と健康で文化的な地域コミュニティの形成・発展を図る。

4 庁舎管理について

(1) 維持管理

支所庁舎清掃業務、庁舎警備業務、エレベーター、自動ドア、給排水、消防用、空調、電気、電話など各種設備の管理、除排雪業務、駐車場等屋外施設の管理など、支所庁舎の維持管理を行う。

(2) 文書管理

文書の収受や発送、文書管理に関する事務を行う。

1 環境保全について

(1) 環境の保全

2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けた国民運動「デコ活」の推進など、地域の特性に応じた環境保全対策や環境教育を進める。

サケの稚魚放流や利根別川クリーン・グリーン作戦を市民団体と協働して開催するとともに、環境美化標語などの環境教育の推進や「いわみざわ環境週間」による市民の環境保全に対する意識の醸成と高揚を図る。

※いわみざわ環境週間（令和 8 年度）

期間 令和 8 年 7 月 1 日～7 月 7 日

内容 パネル展示会・いわみざわ環境美化の日活動など。

(2) 新エネルギー・省エネルギーの推進

太陽光などの新エネルギー・省エネルギーの普及啓発のため、新エネ・省エネに取り組む団体と連携して広報活動を行うとともに、太陽光発電設備及び定置用蓄電池の導入に対して補助金を交付し、温室効果ガス排出量の削減とエネルギーの効率的な利用促進を図る。

また、岩見沢市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）において 2030 年度（令和 12 年度）までの事業所としての市の温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいる。

【温室効果ガス排出量の削減実績】

		2013 年度 (平成 25) 【基準年度】	2024 年度 (令和 6)		2030 年度 (令和 12) 【目標年度】	
		排出量 (t-co2)	排出量 (t-co2)	基準年度比	排出量 (t-co2)	基準年度比
燃料の使用		14,513.7	10,751.9	△25.92%	11,339.4	△21.87%
	ガソリン	277.9	240.3	△13.53%	237.2	△14.65%
	灯油	4,185.7	3,677.7	△12.14%	3,515.6	△16.01%
	軽油	423.7	348.7	△17.70%	333.9	△21.19%
	重油	9,259.3	5,918.4	△36.08%	6,630.5	△28.39%
	LPG	142.3	179.0	+25.79%	155.1	+9.00%
	都市ガス	224.8	387.8	+72.51%	467.1	+107.78%
電気の使用		20,030.5	13,776.5	△31.22%	13,049.6	△34.85%
自動車の走行		12.1	8.3	△31.40%	9.2	△23.97%
廃棄物の焼却		94.9	338.6	+256.80%	339.4	+257.64%
廃棄物の埋立		15,208.0	0.0	皆減	0.0	皆減
下水等の処理		945.1	737.8	△21.93%	664.4	△29.70%
合 計		50,804.3	25,613.1	△49.58%	25,402.0	△50.00%

※四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある

＝環境保全課＝

(3) 水質の分析

河 川

測定場所：7 河川、16 か所

測定項目：生物化学的酸素要求量（BOD）・浮遊物質（SS）等4項目

状 況：農作業や河川工事に伴う基準値の超過は確認されているが公害に相当する状況はなし

(4) 騒音・振動

① 交通騒音・振動

測定場所：国道 4 か所・道道 4 か所・市道 2 か所

測定項目：騒音・振動

状 況：すべて基準値以下

② 高速道路の騒音

測定場所：高速道路沿線 4 か所

測定項目：騒音

状 況：すべて基準値以下

(5) 悪 臭

測定場所：産業廃棄物処理施設

測定項目：硫化水素

状 況：産業廃棄物処理施設で過去に基準値を超える硫化水素が検出されたため、改善指導を継続して実施

(6) 公害苦情受理件数

年 度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	計
令和 6 年度	8	0	3	0	1	12
令和 7 年度	10	0	8	0	2	20

2 環境衛生について

(1) 空き家及びあき地の適正管理指導

① 管理不全な空き家の対応

管理不全な空き家等の所有者等に対し、国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例」に基づき適正な管理を促進。

また、「第2次岩見沢市空家等対策計画」における、所有者等の空き家の自発的な除却を促すため、令和元年度に「岩見沢市不良空家除却補助制度」を創設し、空家等対策を総合的かつ計画的に推進。

登録空き家件数（3月末現在）

年 度	登録空き家件数	増加件数	減少件数 （解体、居住等）
令和 6 年度	388 件	73 件	29 件
令和 7 年度	397 件	64 件	55 件

不良空家除却補助

補助対象経費の 1/2、限度額 50 万円、年間 10 戸予定

年 度	補助件数	補助金額
令和 6 年度	4 戸	2,000 千円
令和 7 年度	2 戸	935 千円

＝環境保全課＝

② あき地の環境整備は、所有者の義務として適正な維持管理を指導

年 度	所有者 件 数	面積(m ²)	実 施 状 況		
			件 数	面積 (m ²)	実施率(%)
令和 6 年度	804	473,378	695	371,840	78.6
令和 7 年度	866	609,404	722	453,246	74.4

(2) 畜犬飼育指導と野犬の掃とう

畜犬の正しい飼育管理の指導、畜犬の取締り及び野犬の掃とう
(単位：頭)

年 度	畜犬登録数	野犬掃とう数
令和 6 年度	3,695	10
令和 7 年度	3,701	5

(3) 緑が丘霊園使用許可状況

① 緑が丘霊園使用区画数

年 度	前年度末区画数	使用許可区画数	返還区画数	3月末現在区画数
令和 6 年度	7,595	18	50	7,563
令和 7 年度	7,563	5	48	7,520

② 緑が丘霊園納骨塚使用許可数

年 度	許可件数	遺骨数	3月末累計遺骨数
令和 6 年度	142	324	1,923
令和 7 年度	138	421	2,344

(4) 火葬場の概要

名 称	浄安殿
供用開始日	待合棟 平成2年10月10日 火葬棟 平成9年 1月18日
炉 数	火葬炉 5基（普通炉3基、大型炉2基） 汚物炉 1基 動物炉 1基

火葬件数

年 度	岩見沢市	市 外	合 計	火 葬 場 使用日数	1日当り 火葬件数
令和 6 年度	1,242	219	1,461	305	4.8
令和 7 年度	1,130	180	1,310	301	4.4

1 ごみ減量化について

ごみ減量化、循環型社会形成に向け、市民と行政の協働、環境教育に取り組んでいる。

(1) ごみ減量化、循環型社会形成に向けた取り組み

- ① 集団資源回収の促進
 - ・奨励金対象品目：紙類、アルミ缶、一升びん、ビールびん
- ② 拠点回収の実施
 - ・公共施設等 13 か所で拠点回収
 - ・古紙回収協力店による紙類の店頭回収
 - ・充電電池の拠点回収開始
- ③ 生ごみ減量化の推進
 - ・家庭での取り組みに対する助成
 - ・生ごみ堆肥化パンフレットを作成し堆肥化の普及啓発
- ④ 「ごみのよりよい始末を進める市民会議」と協働した普及啓発活動
 - ・市役所、赤れんがでの資源回収（毎週水・土曜日、毎月最終日曜日）
 - ・ダンボールコンポストによる生ごみ堆肥化の推進
 - ・マイバッグ推進運動
 - ・各種イベントの開催
 - ・街頭での声かけ啓発の実施
- ⑤ 環境教育
 - ・小中高生への出前教室の実施
 - ・小中高生の施設見学
- ⑥ 減量行動実践や分別ルール遵守の呼びかけ
 - ・広報いわみざわやホームページ、FMラジオなどによる普及啓発
 - ・ごみ情報紙「Think ECO」による適正分別の情報提供
- ⑦ 事業所啓発
 - ・文書による分別徹底、適正処理の普及啓発
 - ・事業所訪問による指導啓発
- ⑧ ごみの適正な排出に関する普及啓発活動
 - ・出前講座の開催
 - ・いわみざわ環境クリーンプラザの施設見学
 - ・収集日カレンダーの作成及び窓口配布（市ホームページ分別検索の利用促進）
 - ・警告ステッカーの貼り付け
 - ・開封調査による指導

2 ごみ処理について

(1) 収集回数とステーション数

① 収集回数

(令和8年4月1日現在)

燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	資 源 物			
		プラスチック製 容 器 包 装	びん・缶・ ペットボトル	紙 類	危険ごみ
週 2 回	月 1 回	週 1 回	月 2 回	月 1 回	月 1 回

② ごみステーション数・リサイクルステーション数

(令和8年4月1日現在)

種 別	箇所数
ごみステーション数	2,289
リサイクルステーション数	723

※びん、缶、ペットボトルは、ごみステーション以外にリサイクルステーションで週 1 回収集

(2) ごみ排出量の推移

(単位：t)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ごみ排出量		24,364	23,600	23,035	22,150	21,614
家庭系ごみ	家庭系ごみ	17,502	16,785	16,316	15,634	15,329
	一般ごみ	14,768	14,136	13,776	13,192	12,938
	燃やせるごみ	12,604	12,146	11,810	11,347	11,149
	燃やせないごみ	461	399	374	328	330
	大型ごみ	1,703	1,591	1,592	1,517	1,459
	資源ごみ	2,734	2,649	2,540	2,442	2,391
	事業系ごみ	6,862	6,815	6,719	6,516	6,285
	一般ごみ	6,813	6,758	6,666	6,459	6,229
	燃やせるごみ	6,780	6,733	6,621	6,414	6,183
	燃やせないごみ	14	11	9	13	9
	大型ごみ	19	14	36	32	37
	資源ごみ	49	57	53	57	56
	家庭系一般ごみ原単位 (g/人・日)	516	502	498	485	485

＝廃棄物対策課＝

(3) 資源化量の推移

(単位：t)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
スチール缶	58	51	45	42	39
アルミ缶	56	56	52	50	48
び ん 類	611	593	533	515	499
ペットボトル	300	288	299	307	301
プラスチック 製容器包装	825	790	730	747	743
紙 類	436	415	395	374	375
蛍光管、乾電池	30	27	27	25	33
小 型 家 電	123	104	101	94	108
古 布 等	3	1	2	2	1
金 属 類	499	427	398	355	388
木 類	65	43	43	50	48
計	3,006	2,795	2,625	2,561	2,583

(4) 集団資源回収量の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
団体数(団体)	194	190	189	186	184
回 収 量 (t)	2,134	2,014	1,761	1,646	1,501

※平成24年度より奨励金交付制度開始

(5) ごみ処理施設の概要(いわみざわ環境クリーンプラザ 平成27年4月供用開始)

① 中間処理施設

・焼却施設

施設規模：100t/日(50t/24h×2 炉)
余熱利用：発電(最大発電量 1,200kwh)

・リサイクル施設

破碎選別ライン

施設規模：15t/日

資源化ライン

〔びん処理ライン

施設規模：2.6t/日

缶処理ライン(鉄製、アルミ製)

施設規模：1.5t/日

ペットボトル処理ライン

施設規模：1.1t/日

〔プラスチック製容器包装処理ライン

施設規模：4.7t/日

② 最終処分場

・埋 立 地 … 最終処分場

面積 18,000 m²

容積 100,000 m³

・浸出水処理施設 … 70m³/日 生物処理＋凝集沈殿＋高度処理(砂ろ過＋活性炭)

3 し尿処理について

(1) 共同汚水処理施設（M I C S 施設）の概要

① 供用開始 平成 31 年 4 月

② 施設規模

区 分	構 造	面 積	処理能力
管理棟 (南光園処理場内)	鉄筋コンクリート造 (地下 1 階・地上 2 階)	278.77 m ²	処理能力 34.5 kl/日

③ 処理状況 (単位：kl)

年 度	し 尿	浄化槽汚泥	農業集落排水施設 汚泥	合 計
令和 3 年度	5,197	4,090	911	10,198
令和 4 年度	5,105	3,940	995	10,040
令和 5 年度	4,949	4,068	1,006	10,023
令和 6 年度	4,469	4,065	954	9,488
令和 7 年度	4,369	4,335	900	9,604

4 浄化槽について

(1) 合併処理浄化槽設置補助金等の概要

① 設置補助金

区分	補助率	上限額
5人槽	6/10 ※1万円未満切捨	620,000 円
7人槽		710,000 円
10人槽		990,000 円
宅内配管工事	9/10 ※1万円未満切捨	330,000 円

※宅内配管工事は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合のみ上乘せ